

## 入札参加資格確認資料作成等要領

申請者は、入札参加資格確認資料を作成し提出するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

### 1 用紙規格

各様式は、日本産業規格A列4番により作成すること。

### 2 資料の製本

資料は、下記ア～シ（必要な事項のみ）とし、ア 誓約書（第1号様式）を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付すこととする。

なお、製本については別紙6を参考とする。

【例】1／〇〇～〇〇／〇〇 等

- ア 誓約書（第1号様式）
- イ 工事の施工実績調書（第2号様式）
- ウ 配置技術者の資格・工事経験調書（第3－1号様式）、配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（第3－2号様式）
- エ 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（別記第3－1号様式）（特例監理技術者の配置を条件により認める工事であって、配置を予定する場合に限る。）
- オ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- カ 総合評定値通知書の写し
- キ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し
- ク 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（2の(1)の場合に限る。）
- ケ 共同企業体協定書の写し（2の(1)の場合に限る。）
- コ 委任状（別紙3）（2の(1)の場合に限る。）
- サ 見積書（2の(2)の場合に限る。）
- シ その他契約担当者が指定する書類

### 3 第1号様式（誓約書・単体用／JV用）

- (1) 営業所等の種別欄には、名称及び所在地欄に記載する営業所等が、「主たる営業所」、「法第3条第1項の営業所」、「法第3条第1項の営業所以外の営業所」、「工場等」のいずれに該当するかを記載すること。
- (2) 共同企業体として申請する場合で、構成員欄が不足する場合には適宜追加すること。

また、不要の欄がある場合は、斜線等により抹消すること。

- (3) 記載した営業所等が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、他の書類に添付した書類で確認できる場合には、二重に添付する必要はない。

また、確認できる資料として利用できる書類は、概ね次の書類が考えられる

ので、申請する際の参考とすること。

ア 主たる営業所

総合評定値通知書、建設業許可通知書等

イ 法第3条第1項の営業所

建設業許可申請書及び別表又は変更届

ウ 法第3条第1項の営業所以外の営業所又は工場等

登記簿謄本、固定資産税の課税証明等

#### 4 第2号様式（工事の施工実績調書）

- (1) 共同企業体を対象とする入札の場合で、共同企業体の構成員ごとに工事の施工実績を記載する必要がある場合は、それぞれ別葉とすること。
- (2) 施工実績として申請できる工事は、1件（共同企業体にあっては、構成員ごとに1件）とする。
- (3) 工事名欄、施工場所欄、契約金額欄及び工期欄は、契約書に記載された最終の金額等を正確に記載すること。
- (4) 受注形態欄は、該当しないものを二重線等により抹消すること。
- (5) 工事の種類欄は、建設業法別表第1の上欄に掲げるもの（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事等）で、当該工事の発注時に指定されている工事の種類を記載すること。
- (6) 工事の内容欄は、入札公告において明示した要件を満たす工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- (7) 建設工事施工証明書（別紙2）又は「コリンズ」の登録内容確認書の写しを添付すること。ただし、上記により確認できない場合は「コリンズ」の竣工登録工事カルテの受領書の写し又はその工事のカルテの写しのほか、当該工事が施工実績の要件を満たすことが確認できる書類を添付すること。（以下「建設工事施工証明書等」という。）  
なお、コリンズ登録番号を記載した場合は、確認できる添付資料を省略可能とする。
- (8) 共同企業体の構成員として施工した工事を実績として記載する場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、建設工事施工証明書等で共同企業体の構成員及び出資比率が確認できる場合は、この限りではない。

#### 5 第3－1号様式（配置技術者の資格・工事経験調書）及び第3－2号様式（配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書）

- (1) 共同企業体を対象とする入札の場合で、共同企業体の構成員ごとに配置技術者の要件を記載する必要がある場合は、それぞれ別葉とすること。
- (2) 配置技術者の申請は、1名（共同企業体にあっては、構成員ごとに1名）とする。（工場製作を含む工事であって、工場製作から現場施工に移行する時点で配置技術者が交代する場合は、工場製作時の配置技術者1名、現場施工時の配置技術者1名を申請するものとする。この場合は、配置技術者ごとに別葉とすること。）
- (3) 配置予定者の氏名欄は、添付資料と整合を図ること。

- (4) 法令による配置資格欄は、配置予定者が満たす建設業法上の現場配置資格について、該当する項目に○を付すこと。
- (5) 法令による配置資格欄に記載された要件を満たすことを確認するための資料として、次に掲げる資料を添付すること。なお、下記イ及びウについては、第3-2号様式に添付すること。
- ア 建設業法第7条第2号のイ及びロの場合  
実務経験証明書（建設業許可申請書付属様式第9号（経験年数は、コリンズ等で確認できる実際に従事した期間を記載すること。））
- イ 建設業法第7条第2号のハの場合  
所有する国家資格が確認できる書類の写し
- ウ 建設業法第15条第2号のイからハの場合  
監理技術者資格者証（裏面を含む。）の写し及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、監理技術者資格者証の裏面に、監理技術者講習に関する記載がある場合は、不要とする。）
- (6) 「発注者が求める工事経験」については、配置技術者の工事の従事経験が要件とされている場合に、その概要が的確に判断できる具体的項目を記載するとともに、これを確認できる資料を添付すること。ただし、第2号様式の添付資料で、当該配置技術者の従事経験が確認できる場合は、二重に添付する必要はない。また、コリンズ登録番号を記載した場合は、確認できる添付資料を省略可能とする。
- (7) 従事経験として申請できる工事は、配置技術者1名につき1件とする。
- (8) 「発注者が求める資格又は免許等」については、配置技術者が所有する特定の資格・免許等が要件とされている場合に、当該資格又は免許等の名称を記載するとともに、当該免許等の写しを第3-2号様式に添付すること。
- (9) 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険証等）の写しを第3-2号様式に添付すること。ただし、監理技術者証により確認できる場合は、この限りではない。